

能登町地域経済循環創造事業（ローカル10,000プロジェクト） 交付金申請事業募集要項

1. 趣旨

地域資源を活用し、地域課題の解決を図る民間の新規事業立ち上げを支援することで、地域経済の好循環を創出し、本町の発展を図るため、国と地方の協調補助制度である「地域経済循環創造事業（ローカル10,000プロジェクト）」を活用する事業を募集するにあたり、その募集及び選定について、必要な事項を定める。

2. 参加資格

申請事業の募集に参加する民間事業者等（以下「事業者」という。）は、次の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 町内に住所を有していること。
- (2) 町内に店舗・工場・事業所等を有する、又は設けようとする者であること。
- (3) 国税及び市税の滞納がないこと。
- (4) 暴力団等と関係を有していないこと。

3. 対象事業

申請事業の対象となる事業は、次の各号のいずれにも該当する持続可能な事業を行うために、事業者が初期投資を行うものとする。

- (1) 申請事業の実施場所が本町内であること。
 - (2) 国又は町が実施する他の補助金等の交付を受けていないこと、もしくは受ける見込みがないこと。
 - (3) 産学官の連携により、地域の資源と資金を活用した地域密着型の事業であること。
 - (4) 事業の実施により、本町の負担により直接解決・支援すべき公共的な地域課題への対応の代替となること。
 - (5) 他の同様の公共的な地域課題を抱える地方公共団体に対する高い新規性・モデル性があること。
 - (6) 下記アに規定する対象経費のうち、事業者が地域金融機関、日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫若しくは奄美群島振興開発基金から受ける融資額又は一般財団法人地域総合整備財団の支援を得た地方公共団体から受ける無利子の貸付額の総額が下記イに規定する能登町地域経済循環創造事業補助金（以下「補助金」という。）の額と同額以上であり、当該融資は無担保（補助金事業により取得する財産に抵当権その他の担保権を設定する場合を除く。）の融資であること。
- なお、経営者が民間事業者等の連帯保証人（経営者保証）となっていない融資であること。

ア 対象経費

経費の区分	内容
施設整備費	事業の遂行に必要な建物、建物付属設備および構築物に係る設計、工事監理、建築工事、修繕及び購入に係る経費。ただし、用地取得費は除く。
機械装置費	事業の遂行に必要な機械装置に係る設計、工事監理、修繕、購入及びリース・レンタルに係る経費(事業の遂行に必要な著作権等の無形資産の取得等に要する経費を含む)
備品費	事業の遂行に必要な備品の購入及びリース・レンタルに係る経費
調査研究費	事業の遂行に必要なものとして、民間事業者等と連携する地域の大学が行う

イ 補助金の額

補助金の額は、対象経費から地域の金融機関等の融資額及び事業者の自己資金等の合計額を差し引いた額とする。この場合において、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

なお、補助金の額の上限額は以下のとおりとする。

- | | |
|---------------------------------|------------|
| ① 融資額が補助金の額と同額以上 1.5 倍未満の額の場合 | … 2,500 万円 |
| ② 融資額が補助金の額の 1.5 倍以上 2 倍未満の額の場合 | … 3,500 万円 |
| ③ 融資額が補助金の額の 2 倍以上の額の場合 | … 5,000 万円 |

4. 応募方法・募集期間

(1) 提出書類

申請事業の選定に参加する事業者は、企画財政課及び申請事業に関係する部署へ事前相談の上「(3) 提出期間」までに以下を提出しなければならない。

ア 能登町地域経済循環創造事業交付金申請事業申込書(様式第1号)

イ 地域経済循環創造事業実施計画書(様式第2号)

ウ 申請事業の工程表(任意様式)

エ 直近の国税及び町税に未納がないことを証明する納税証明書等一式

カ その他町長が必要と認める書類

(2) 提出方法

正本1部、副本5部の合計6部を郵送(配達証明付書留郵便による郵送に限る。提出期間内必着とする。) 又は持参により提出すること。併せて、提出書類のPDFデータを電子メールで送付すること。

(3) 提出期間

令和7年(2025年)10月1日(水)～11月28日(金)

持参の場合における受付時間は、平日の8時30分～17時15分とする。

※書類の提出は、令和7年10月31日(金)までに事前相談を行った上で行うこと。

※ 事業の緊急性や効果等を踏まえ、必要と認める場合はこの限りでない。

(4) 提出先

住所：〒927-0492 石川県鳳珠郡能登町字宇出津ト字50番地1

能登町 企画財政課

E-mail : kikakuzaisei@town.noto.lg.jp

(5) 留意事項

- ア 提出書類は、申請事業の選定に関する作業等以外に使用しない。
- イ 書類の提出にかかる費用は、参加者の負担とする。
- ウ 書類提出後は、事業実施計画書等の修正又は変更は認めない。
- エ 提出書類は、選定されなかった民間事業者等の書類は破棄する。
- オ 提出書類は、選定に関する作業等に必要な範囲において、複製することがある。
- カ 申請事業の選定に係る情報公開請求があった場合は、能登町情報公開条例(平成17年能登町条例第10号)に基づき、提出書類を公開することがある。

5. 選定

(6) 選定方法

ア 能登町地域経済循環創造事業審査会の設置

総務省所管の地域経済循環創造事業を選定するため、透明性及び公平性を確保し、適正に事業を選定するため能登町地域経済循環創造事業審査会(以下「審査会」という。)を設置する。なお、審査会は申請事業の選定への参加があった場合に開催する。

イ 審査方法

① 審査はプレゼンテーション及び質疑応答により行う。

審査日時（12月中旬予定）および会場は審査会から事業者へ連絡する。

② 方法

i. プrezentationは事業者が事前に提出した事業実施計画書を以って行う。

ii. 出席者は1事業者あたり3名以内とする。

iii. 1事業者あたりの持ち時間はプレゼンテーション10分、質疑応答10分とする。

③ 審査項目は別表のとおりとする

④ 採点手順

i. 審査項目ごとに評価点を採点する。(5点：優れている、4点：やや優れている、3点：普通、2点：やや劣っている、1点：劣っている)

ii. 採点した評価点に係数を乗じたものを当該項目の審査点数とし、各項目の総和を求める。

iii. 審査項目のうち、審査員の全てが「1点」を付けた項目がある者、又は、審査員の半数以上が「2点」以下を付けた項目が3項目以上ある者は採択しない。

iv. 各審査員の審査点の総和が満点の総和の6割に満たない場合は採択しない。

v. 上記iii又はivに該当する事業者を除き、審査点の総和が最も高い事業者について採択を行う。

⑤ 選定結果の通知

選定を受けた全ての者に対して文書により通知する。選定された者が辞退または失格となった場合は、次点の者（ただし、「③採点手順」のiii又はivで選定されなかった者を除く）を選定する。なお、選定されなかった理由については、その翌日から起算して10日以内（土日祝日を除く）に、書面にて回答する。ただし、選定結果に関する異議申し立て、参加者に関する情報、他の企画提案に関する情報等に関する問い合わせは受け付けない。

6. スケジュール

期間	内容
令和7年10月1日（水）～10月31日（金）	事前相談の受付期間
令和7年10月31日（金）～11月28日（金）	提出書類の受付期間 ※事前相談の上で提出すること。
令和7年12月中旬（予定）	選定委員会の開催
令和8年1月上旬（予定）	選定結果を通知
令和8年1月上旬以降	本町及び総務省との調整期間
令和8年4月以降（予定）	本町から総務省へ交付申請
	総務省からの交付決定通知
	補助金事業の着手
令和9年3月中旬（予定）	本町へ実績報告

7. 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 選定の公平性を害する行為があった場合
- (3) 事業の採否の働きかけを行う目的で、民間事業者等又はその関係者が直接又は間接に本町職員等と接触をもった場合
- (4) 未提出書類があった場合

8. 留意事項

- (1) 計画内容は、原則、変更できないものとするが、補助金の目的を達成する上で必要があるときは、本町と協議を行い、本町の承認を受けた上で変更するものとする。
- (2) 補助金額は、原則、増額できないものとする。
- (3) 提出にあたっては、地域経済循環創造事業交付金交付要綱及び地域経済循環創造事業交付金に係る総務省ホームページ等を参照すること。

9. 問い合わせ先

能登町 企画財政課

電話番号：0768-62-8535

E-mail : kikakuzaisei@town.noto.lg.jp

別表**能登町地域経済循環創造事業選定に係る審査基準**

以下の審査項目で全ての選定基準を満たす提案については採択、それ以外の提案については不採択として決定する。

審査項目	配点	審査基準
地域資源の活用	10	<p>地域資源を活用しているか。地域の名産品、特産品を活用する事業であるか (地域資源の例) 能登海洋深層水、能登海洋深層水の塩、赤崎いちご、ブルーベリー、のと寒ぶり、いしる、能登杜氏の酒、船凍イカ、能登牛など</p>
地域課題への対応	10	<p>地域経済の循環、関係人口の増加等、本町の地域課題の解決につながる事業であるか (地域課題の例) 少子高齢化、過疎化、観光客の減少、耕作放棄地の増加、空き家、空き地の増加、水産資源の漁獲量減少など (課題解決の例) 地域経済の循環、関係人口の増加、雇用の増加、耕作放棄地の活用、空き家、廃校の解消、養殖施設を整備し漁獲量増加など</p>
事業の新規性・モデル性	10	<p>事業者にとって今までの取り組みとは異なる新たな事業か (単に生産量を増加させるため、工場を増設するものではないこと。) 同様の課題を抱える自治体へのモデルとなる事業か。 単なる施設整備や事業拡大など、地域への波及効果や課題解決効果が見受けられない事業ではないこと。</p>
事業の実現性	10	<p>事業内容及び事業戦略は具体的かつ確実性があるか 交付対象事業完了後、地域課題の解決のため、自立して事業を実施していくことができるか 収支計画に妥当性はあるか</p>
町への貢献度	10	<p>提案事業において、町内に新たな雇用を創出するか。 町が地域課題の解決に向け、本事業と同様の効果を生み出すために要すると見込まれる費用と比較して費用対効果は高いか。</p>
計	50	

選定基準 全ての項目において、審査員の点数の平均が5点以上